

○「こども家庭ソーシャルワーカーの要件について」（令和6年3月18日こ支虐第81号こども家庭庁支援局長、こ成保第159号こども家庭庁成育局長通知）の一部改正

改正後	現行
<p data-bbox="831 320 1104 603">           こ支虐第81号            こ成保第159号            令和6年3月18日  <u>（改正経過）</u>            こ支虐第317号            こ成保第737号            令和6年8月8日         </p> <p data-bbox="129 699 611 879">           各 <span style="font-size: 2em;">{</span> 都道府県知事            指定都市市長            中核市市長            児童相談所設置市市長 <span style="font-size: 2em;">}</span> 殿         </p> <p data-bbox="786 903 1104 1018">           こども家庭庁支援局長            こども家庭庁成育局長            （公 印 省 略）         </p> <p data-bbox="282 1114 949 1145">           こども家庭ソーシャルワーカーの要件について         </p> <p data-bbox="129 1238 1104 1310">           児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。         </p> <p data-bbox="129 1321 1104 1437">           今般、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により改正された児童福祉法（昭和22年法律第164号）においては、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について         </p>	<p data-bbox="1832 320 2105 435">           こ支虐第81号            こ成保第159号            令和6年3月18日         </p> <p data-bbox="1133 699 1615 879">           各 <span style="font-size: 2em;">{</span> 都道府県知事            指定都市市長            中核市市長            児童相談所設置市市長 <span style="font-size: 2em;">}</span> 殿         </p> <p data-bbox="1787 903 2105 1018">           こども家庭庁支援局長            こども家庭庁成育局長            （公 印 省 略）         </p> <p data-bbox="1283 1114 1951 1145">           こども家庭ソーシャルワーカーの要件について         </p> <p data-bbox="1133 1238 2107 1310">           児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。         </p> <p data-bbox="1133 1321 2107 1437">           今般、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により改正された児童福祉法（昭和22年法律第164号）においては、児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について         </p>

改正後	現行
<p>て十分な知識・技術を有する者（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）が新たに児童福祉司の任用要件に追加され、本年4月1日から施行される。</p> <p>こども家庭ソーシャルワーカーについては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）により改正された児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第5条の2の8第1号から4号までにおいて、こども家庭ソーシャルワーカーの要件を規定しているが、その具体的な内容をお示しするので、その内容を御了知の上、管内の市町村<u>（特別区を含む。）</u>並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。</p>	<p>て十分な知識・技術を有する者（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）が新たに児童福祉司の任用要件に追加され、本年4月1日から施行される。</p> <p>こども家庭ソーシャルワーカーについては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）により改正された児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第5条の2の8第1号から4号までにおいて、こども家庭ソーシャルワーカーの要件を規定しているが、その具体的な内容をお示しするので、その内容を御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>1 施行規則第5条の2の8第1号から第3号まで（社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこども家庭福祉の相談援助業務に従事したことがある者に係る規定）について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定施設について</p> <p>令和6年度の試験における指定施設の範囲は、<u>別紙の通りである。なお、翌年度以降における指定施設の範囲は、試験が実施される年度の6月頃に本通知を改正してお示しする予定である。</u></p>	<p>1 施行規則第5条の2の8第1号から第3号まで（社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこども家庭福祉の相談援助業務に従事したことがある者に係る規定）について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定施設について</p> <p>令和6年度の試験における指定施設の範囲は、<u>6月頃に改めて本通知を改正してお示しする予定である。なお、現時点における指定施設（児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設）については、別紙の通りであるが、6月頃の改正通知により追加等があり得るため、ご承知おきいただきたい。また、令和7年度以降においても、試験が実施される年度の6月頃に本通知を改正してお</u></p>

改正後	現行
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(参考) 児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号) (抄)</p> <p>(略)</p> <p>(参考) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) (抄)</p> <p>(略)</p>	<p><u>示しする予定である。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(参考) <u>児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令 (令和 5 年内閣府令第 72 号) による改正後の児童福祉法施行規則 (昭和 23 年厚生省令第 11 号) (抄)</u></p> <p>(略)</p> <p>(参考) <u>児童福祉法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 66 号) による改正後の児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) (抄)</u></p> <p>(略)</p>

改正後	現行
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙</div> <p style="text-align: center;">指定施設の範囲</p> <p>指定施設の範囲は以下の通りである。なお、児童福祉法施行規則第5条の3、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条、精神保健福祉士法施行規則第2条、「<u>児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について</u>」(令和6年8月8日付けこ支虐第316号こども家庭庁支援局長通知)等をまとめたものである。</p> <p>1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、<u>里親支援センター</u>及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>に規定する<u>女性相談支援センター</u>及び<u>女性自立支援施設</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター</li> <li>○ <u>改正前の介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める以下の施設</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」)</li> </ul> </div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙</div> <p style="text-align: center;">指定施設の範囲</p> <p>指定施設の範囲は以下の通りである。なお、児童福祉法施行規則第5条の3、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第2条、精神保健福祉士法施行規則第2条、「<u>児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について</u>」(平成17年2月25日雇児発第0225003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等をまとめたものである。</p> <p>1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>売春防止法</u>に規定する<u>婦人相談所</u>及び<u>婦人保護施設</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター(新設)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める以下の施設</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」)</li> </ul> </div>

改正後	現行
<p>という。)による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法に規定する医療型児童発達支援を行う施設</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に基づく内閣総理大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関及び児童福祉法等の一部を改正する法律による改正前の児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「利用者支援事業の実施について」(令和6年3月30日付けこ成環第131号、こ支虐第122号、5文科初第2594号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行う施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「地域生活支援事業等の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-11-1(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-18(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推</li> </ul>	<p>という。)による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービス事業を<u>行っている</u>施設 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童福祉法に規定する指定発達支援医療機関</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇児発0521第1号)別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別添1に基づく「障害者相談支援事業」又は別添4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-21(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推</li> </ul>

改正後	現行
<p>進事業)に基づく「<u>障害者等の地域生活支援に係る事業</u>」のうち、「<u>アウトリーチ支援</u>」を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所</li> <li>○ 「<u>生活困窮者自立相談支援事業等の実施について</u>」(令和5年5月22日社援発0522第1号)別添7(地域居住支援事業実施要領)に基づき地域居住支援事業を行っている事業所</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「<u>学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱の改正について(通知)</u>」(平成25年3月29日付け24文科生第770号)による改正前の「<u>学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱</u>」(平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関及び「<u>教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱</u>」(平成25年4月1日付け文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関</li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)による改正前の母子保健法に規定する母子健康包括支援センター</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者総合相談センター</u></li> <li>○ (略)</li> </ul>	<p>進事業)に基づく「<u>アウトリーチ支援に係る事業</u>」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所 (新設)</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「<u>学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱</u>」(平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関及び「<u>教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱</u>」(平成25年4月1日付け文部科学大臣決定)別記(スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領)に基づく教育機関</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 母子保健法に規定する母子健康包括支援センター</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「<u>子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針</u>」(平成22年2月23日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター</li> <li>○ (略)</li> </ul>

改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に規定する医療的ケア児支援センター</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センター</li> <li>○ 「<u>若年被害女性等支援事業の実施について</u>」(令和6年3月29日付け社援発0329第82号)別紙(若年被害女性等支援事業実施要領)に基づく若年被害女性等支援事業を行っている事業所</li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する養育支援訪問事業を行っている事業所</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する児童厚生施設(児童遊園を除く。)</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する親子再統合支援事業を行っている事業所</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行っている事業所</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する妊産婦等生活援助事業を行っている事業所</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する子育て世帯訪問支援事業を行っている事業所</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する児童育成支援拠点事業を行っている事業所</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定するこども家庭センター</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する地域子育て相談機関</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医療的ケア児等総合支援事業の実施について(平成31年3月27日付け障発0327第19号)に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく配偶者暴力相談支援センター (新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> </ul>
<p>※なお、「<u>指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</u>」(令和6年7月3日付け社援第1号厚生省社会・援護局長通知)別添1の2(99)「福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設」については、社会福祉士の受験資格として厚</p>	<p>※なお、「<u>指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</u>」(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)別添1の2(87)「福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設」については、社会福祉士の受験</p>

改正後	現行
<p>生労働大臣が個別に認める施設であり、こども家庭ソーシャルワーカーにおける指定施設には含まれない。</p>	<p>資格として厚生労働大臣が個別に認める施設であり、こども家庭ソーシャルワーカーにおける指定施設には含まれない。</p>
<p>2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、<u>児童家庭支援センター又は里親支援センター</u>（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める以下の施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</li> </ul>	<p>2. 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（<u>医療型児童発達支援を除く。</u>）若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設<u>又は児童家庭支援センター</u>（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める以下の施設（精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律</u>に規定する<u>女性相談支援センター及び女性自立支援施設</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 17（ひきこもり<u>支援推進事業実施要領</u>）に基づくひきこもり地域支援センター</li> <li>○ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 33（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別紙（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ <u>売春防止法</u>に規定する<u>婦人相談所及び婦人保護施設</u></li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 16（ひきこもり<u>対策推進事業実施要領</u>）に基づくひきこもり地域支援センター</li> <li>○ 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添 32（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター</li> <li>○ (略)</li> <li>○ 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」（平成23年4月25日付け障発0425第4号）別紙（精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱）に基づく「アウトリーチ事業」、「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」（平成26年3月</li> </ul>



改正後	現行
<p>31 日付け障発 0331 第 2 号) 別添 2 (地域移行・地域生活支援事業実施要綱) に基づく「アウトリーチ事業」及び「地域生活支援事業等の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号) 別紙 2 (地域生活支援促進事業実施要綱) の別記 2-18 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業) に基づく「<u>障害者の地域生活支援に係る事業</u>」のうち、「<u>アウトリーチ支援</u>」を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 生活保護法に規定する日常生活支援住居施設</li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する社会的養護自立支援拠点事業を行う施設</u></li> <li>○ <u>児童福祉法に規定する妊産婦等生活援助事業を行う施設</u></li> </ul> <p>※なお、「指定施設における業務の範囲等について」(平成 23 年 8 月 5 日付け障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) の 3 (19)「精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設」については、精神保健福祉士の受験資格として厚生労働大臣が個別に認める施設であり、こども家庭ソーシャルワーカーにおける指定施設には含まれない。</p> <p>3. 上記に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所</li> <li>○ 都道府県及び市町村 (特別区を含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)</li> <li>○ <u>放課後児童健全育成事業を行う事業所</u></li> <li>○ <u>一時預かり事業を行う事業所</u></li> <li>○ <u>小規模住居型児童養育事業を行う事業所</u></li> <li>○ <u>家庭的保育事業を行う事業所</u></li> </ul>	<p>31 日付け障発 0331 第 2 号) 別添 2 (地域移行・地域生活支援事業実施要綱) に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号) 別紙 2 (地域生活支援促進事業実施要綱) の別記 2-21 (精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業) に基づく「<u>アウトリーチ支援に係る事業</u>」を行う施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ (略)</li> <li>○ 生活保護法に規定する日常生活支援住居施設 (新設)</li> <li>(新設)</li> </ul> <p>※なお、「指定施設における業務の範囲等について」(平成 23 年 8 月 5 日付け障発 0805 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) の 3 (17)「精神保健福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設」については、精神保健福祉士の受験資格として厚生労働大臣が個別に認める施設であり、こども家庭ソーシャルワーカーにおける指定施設には含まれない。</p> <p>3. 上記に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所</li> <li>○ 都道府県及び市町村 (特別区を含む。)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> <li>(新設)</li> </ul>

改正後	現行
○ <u>小規模保育事業を行う事業所</u>	(新設)
○ <u>居宅訪問型保育事業を行う事業所</u>	(新設)
○ <u>事業所内保育事業を行う事業所</u>	(新設)
○ <u>病児保育事業を行う事業所</u>	(新設)
○ <u>親子関係形成支援事業を行う事業所</u>	(新設)
○ <u>一時保護施設</u>	(新設)
○ <u>認定こども園</u>	(新設)